



令和5年12月19日
物流・自動車局
技術・環境政策課

保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、安全な特定小型原動機付自転車（電動キックボード^{※1}等）の普及を図るため、保安基準適合性を確認する制度を令和4年12月に創設し、加えて、今般、インターネットにおいて販売されている車両を中心に保安基準適合性の調査を実施したところ、保安基準に適合しない車両が複数確認されました。

インターネットで購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

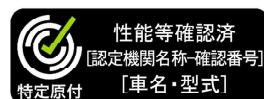
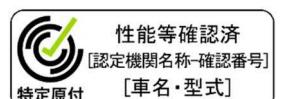
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

1. 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設しました。保安基準への適合が確認された特定原付の型式は国土交通省ホームページにおいて公表するとともに、車体に「性能等確認済」を示すシール^{※2}が貼付されています。

なお、10月末現在、22車種の性能等確認がなされております。

※2 シールの様式



2. 市場調査（サーベイランス）について

インターネットを中心に流通する特定原付の保安基準適合性の市場調査において、流通している81車種のうち、特に保安基準に適合しないおそれがある10車種（10台）に対し調査を実施した結果、6台の不適合が確認されました。

これら6車種のうち、3車種は既に保安基準適合に向けて自主的に対応しており、残りの3車種については、当該車両の製造・販売事業者に対して以下の指導をしております。

- 車両を改良し、性能等確認を受けること
- 既に販売した車両について、不適合箇所を改修する措置を講じること
- 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を遵守すること

さらにオンラインマーケットプレイスでは保安基準不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き、調査未実施となっている49車種についても性能等確認や市場調査を行ってまいります。

3. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネットで特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。不適合品の販売情報については、情報提供窓口に通報ください。

保安基準適合性が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■特定小型原動機付自転車について：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 久手、島

電話 03-5253-8111（内線42254）、03-5253-8590（直通）

市場サーベイランス調査対象10車種

参考資料1

注)不適合が確認された6車種については、試験車両における主な不適合箇所を記載。

オールジャパン企画(Yoi-S1)



- ・前方の左右方向指示器の最内縁の間隔が基準値（24cm以上）を下回る。
- ・後輪ブレーキの制動距離が基準値（11.5m）を超過している。

Smacircle(S1M)



- ・前方の方向指示器が前方30mから視認できない。
- ・前方の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先から点灯を確認できない。
- ・駐車制動装置が装備されていない。
- ・車体の安定性不良。

MOBI-BIKE(EXCEED TKG Ver)



- ・ミラーを含めると幅が60cmを超え、特定小型原付に該当せず、一般原付となる。
- ・方向指示器の左右の間隔が基準値（前方は最内縁が24cm以上、後方は照明部の中心間隔が15cm以上）を下回る。
- ・前照灯の取付け位置が基準値（照明部の下縁が地上50cm以上、上縁の高さが地上130cm以下）を下回る。

FUGU(MF-EKRA01S-BK)※1



- ・灯火器類(最高速度表示灯、方向指示器、制動灯)が装備されていない。

※1 一般原動機付自転車として販売していたが、改正道路交通法施行後(令和5年7月以降)、特定小型原動機付自転車に該当

RICH BIT(ES1-Pro)



- ・方向指示器の点滅回数が基準値(60~120回/分)以内でない。

- ・制動灯(尾灯兼用)の明るさが基準値(尾灯の5倍)を下回る。

COSWHEEL(MIRAI T-Lite)



○以下は調査の結果、保安基準に適合していたもの

BIRD(BirdTwo)①※2



BIRD(BirdTwo)②※2



LUUP (KK-254BJ-WT-4)※3



LUUP (KK-254BJ-WT)※3



※2 灯火器(方向指示器)が異なる別車種。

※3 スタンド等が異なる別車種。

国土交通省で確認できた
電動キックボード等

8 1 車種

性能等確認済

2 2 車種

※令和5年10月末現在

市場調査（サーベイランス）対象

5 9 車種

不具合情報ホットラインなどの情報提供をもとに、特に保安基準不適合のおそれがある10車種を選定。（残り49車種についても年度内に確認予定）

現車確認試験を実施したもの

1 0 車種（10台）

保安基準不適合が確認されたもの

6 車種（6台）

【基準不適合の内容】

- ①灯火器類の光量不足等：4台
 - ②走行安定性不良：1台
 - ③制動力不足：1台
- ※赤字は重大と考えられる不適合

◆国土交通省の取組に関するプレス発表

◆基準不適合6車種について

- ・基準不適合情報をホームページへ掲載

【基準不適合となった6車種について】

- ◆3車種は既に自主的に対応 ※全て不適合内容①
 - 1車種：車両を改良し、市場措置実施済。
 - 2車種：車両を改良し、性能等確認申請済。市場措置検討中。

◆残りの3車種への対応

- ・車両の改良等を指導。
 - ・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼し、削除済み。
 - ・さらに関係省庁に情報共有し、取締り、措置命令等に活用。
- ※不適合内容①②③各1車種